

第 4 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会

平成19年1月29日

農 林 水 産 省

午前10時00分 開会

○竹森農産振興課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会の生産分科会を開催させていただきます。

私、環境保全等の担当をしております農産振興課長の竹森です。よろしくお願いをいたします。以後座って説明をさせていただきます。

最初にちょっとお断りをしたいんですが、冒頭に正式の審議会の名前を申し上げたんですが、大変長いので、今後は単に分科会というふうに省略して呼ばさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、最初にお手元の資料の確認をさせていただきたいというふうに思います。一番上に本日の座席表があらうかと思います。その下に第4回の分科会の資料一覧がございますでしょうか。

それから、資料1が本日の議事次第でございます。それから、資料2が分科会の委員名簿、資料3が諮問でございます。それから、資料4が今後の基本的な方針についての審議の進め方（案）、それから資料5がちょっと厚いものでございますけれども、有機農業の現状と課題、それから資料6が有機農業の推進に関する基本的な方針の構成（案）、それから資料7、有機農業の推進に関する法律、それから資料8が食料・農業・農村政策審議会関係法令集でございます。よろしいでしょうか。

なお、本日の生産分科会ですけれども、食料・農業・農村政策審議会令において会議の発足数が3分の1以上と定められております。本日は、当分科会に所属する委員、臨時委員のうち平野委員、それから伊藤委員がちょっとおくられているようでございますが、一応13名のうち11名現在出席をしておりますので、本分科会は成立していることを申し添えたいと思います。

それでは、ここからは生源寺分科会会長に議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 おはようございます。

分科会の会長を拝命しております生源寺でございます。よろしくお願いいたします。

できるだけ円滑に、しかしテーマが分科会として本格的に取り上げる初めてのものですので、十分充実した議論をできればと思っております。いろいろご協力をお願いいたしますと思いますけれども、改めてよろしくお願いいたします。

それでは、最初に今回の分科会を開催する趣旨につきまして、こちらの方から簡単にご説明申し上げたいと思います。これは事務局からお願いいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、お手元の資料7をちょっとごらんいただければというふうに思います。

昨年の12月に、この有機農業の推進に関する法律が成立をしたわけでございます。この法律では、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることによって、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じて有機農業の発展を図ることを目的にしております。この有機農業推進法では1ページ目に目的、定義、基本理念が書いてございますけれども、3ページ目を見ていただければと思います。

3ページに書いてございます。第6条に「農林水産大臣は、有機農業の推進に関する基本的な方針を定めるものとする」というふうに定められておりまして、次の4ページの3に「農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない」というふうに定められております。

この法律に基づきまして、お手元の資料の8をご覧ください。食料・農業・農村政策審議会法令集でございます。これの5ページを見ていただければと思います。

そこに第6条で、これは生産分科会、審議会令の改正によりまして、生産分科会の中に書いてございますように、横に線が引いてある部分でございますけれども、「有機農業の推進に関する法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること」ということで、これによりまして当分科会の所掌事務として有機農業推進に関する基本的な方針についての調査審議をしていただくということになっているわけでございます。

本日は、この内容についてご審議をいただくためにこの分科会を開催させていただいたということでございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

次に、委員の皆様の紹介をさせていただきたいと思います。

今回、ただいまご説明のありました基本方針について調査、審議を行うため、食料・農業・農村政策審議会の上原会長から新たに7名の臨時委員について、当分科会にご所属いただくようご指名がございました。

なお、上原会長におかれましては、本日は当分科会の分科会長代理としてご出席いただいております。

それでは、新体制になりまして初めての分科会の会合でございますので、従来から分科会にご所属の委員の皆さんとあわせて事務局から皆様のご紹介をお願いいたしたいと思います。

○竹森農産振興課長 お手元の資料2に委員の名簿があるかと思います。それをごらんいただければと思います。名簿順にご紹介をさせていただければと思います。ただ、伊藤委員はちょっとおくれるということで、おいでになってからご紹介をしたいと思います。

それでは、上原委員でいらっしゃいます。

○上原委員 よろしくお願ひします。

○竹森農産振興課長 そのお隣が太木委員でございます。

○太木委員 太木でございます。よろしく。

○竹森農産振興課長 平野委員はちょっと遅れるということで、次に三野委員でございます。

○三野委員 三野でございます。

○竹森農産振興課長 それから、臨時委員をご紹介したいと、今、伊藤委員、おいでになりましたので、ご紹介をしたいと思います。伊藤委員でいらっしゃいます。

○伊藤（淳）委員 よろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、引き続き臨時委員の方々ご紹介をしたいと思います。

石井委員でございます。

○石井委員 石井でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 そのお隣が伊藤委員でいらっしゃいます。

○伊藤（潤）委員 伊藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 小川委員でございます。

○小川委員 小川でございます。よろしくお願ひします。

○竹森農産振興課長 それから、金子委員でございます。

○金子委員 金子でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 それから、富士委員です。

○富士委員 富士でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 お隣が牧野委員でいらっしゃいます。

○牧野委員 牧野でございます。よろしくお願ひします。

○竹森農産振興課長 それから、横川委員でいらっしゃいます。

○横川委員 横川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 続きまして、農林水産省の主な出席者をご紹介したいと思います。

座長の横にありますが、山田生産局長でございます。

○山田生産局長 山田でございます。よろしくお願ひいたします。

○竹森農産振興課長 それから、こちら側にまいりまして吉田審議官でございます。

○吉田審議官 吉田でございます。

○竹森農産振興課長 それから向こう側になりますけれども、新井表示・規格課長はちょっと遅れております。

その横になりますが、普及・女性課の雨宮参事官でございます。

○雨宮普及・女性課参事官 雨宮です。よろしくお願いします。

○竹森農産振興課長 それから、角谷研究開発課長でございます。

○角谷研究開発課長 角谷でございます。

○竹森農産振興課長 それから、有機農業を担当しております栗原環境保全型農業対策室長でございます。

○栗原環境保全型農業対策室長 栗原でございます。よろしくお願いします。

○竹森農産振興課長 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ここで農林水産大臣からごあいさつをいただきたいと思うところでございますけれども、あいにく松岡大臣はご都合により出席できないということでございます。したがって、山田生産局長からごあいさつをお願いいたします。

○山田生産局長 山田でございます。私は1月5日付で農村振興局長からこの生産局長の方に異動してまいりました。引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

委員の皆様方には、日ごろより農政についてさまざまな観点からご指導いただいております。引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

今、生源寺分科会長からお話がありましたように、松岡大臣はきょうスイスから帰って、間もなく到着すると思いますが、この後鳥インフルエンザがまた岡山でも発生いたしまして、その関係ですぐ会議になりますので、出席できませんので、大臣あいさつを代読させていただきます。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

まず、本日ご出席の委員の皆様方におかれましては、御多忙のところご参集いただき、御審議賜りますことにつきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、有機農業は農業の自然循環機能を増進し、かつ農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであり、これを推進することは我が国農業生産全体のあり方を、環境保全を重視したものに転換することが農政の課題となっている中、まことに意義深いものであります。この

ような観点から、さきの臨時国会で有機農業者に対する支援、関連する技術の開発、普及、消費者の理解の増進等の施策を総合的に講じ、有機農業の発展を図ることを目的とする有機農業の推進に関する法律が制定されたところです。

本日は、本法律に基づき、政府が定めることとされている有機農業の推進に関する基本的な方針をお諮りいたします。これは今後、我が国において有機農業に関する施策を総合的に推進する上での指針となるものであり、極めて重要な位置づけを有するものであります。

本日は、有機農業に取り組まれている生産者の方を初め、さまざまな分野から委員の皆様方にご参加をいただいております。委員各位には我が国の有機農業の発展のため、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして私のあいさつといたします。

平成 18 年 1 月 29 日、農林水産大臣、松岡利勝。

代読でございます。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、平野委員がご到着になられましたので、ご紹介いたします。

○平野委員 平野啓子です。遅くなりまして、申しわけございませんでした。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、これから議事に入りたいと思います。

まず、本日付をもちまして農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問が行われておりますので、事務局から朗読をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、資料 3 をごらんいただきたいと思います。読み上げたいと思います。

18 年生産第 6670 号。

平成 19 年 1 月 29 日。

食料・農業・農村政策審議会会長殿。

農林水産大臣、松岡利勝。

有機農業の推進に関する基本的な方針について（諮問）。

標記について、有機農業の推進に関する法律（平成 18 年法律第 112 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

○生源寺分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま農林水産大臣から諮問がなされたわけでございます。

それでは、今後の当分科会の議事の運営につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、議事の運営につきましては、詳しくは先ほどごらんをいただいた資料８に書いてございます。議事運営の方法等が明記をされております。

まず、簡単にご説明をさせていただきます。

議事の公開・非公開の方針につきましては、会議は公開する。ただし、公開することによって、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人、団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができるとされております。

それからまた、議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を一般の閲覧に供するものとするが定められているところでございます。

このことは、本分科会にも適用されるということでございます。

それから、次に会議の議決でございます。分科会の議決は、委員及び議事に関係する臨時委員で、会議に出席したものの過半数で可決をするということになっております。また、当分科会の議決は、本審議会の議決とみなされるということになっております。これは第６条の６でございます。

以上でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

ただいま事務局からご説明がありましており、当分科会における調査審議につきましては、まず会議は公開とし、議事録につきましても、発言者名を明らかにした上で公表することとなっておりますので、この点につきましてあらかじめご承知おきいただきたいと思います。

それでは、次に当分科会の審議の日程について事務局からご説明、ご提案をお願いいたします。

○竹森農産振興課長 それでは、資料４をごらんいただきたいというふうに思います。

今後の有機農業の推進に関する基本的な方針についての審議の進め方でございます。そこに書いてございますように、法律は成立すると同時に施行ということでございますので、できるだけ早い時期に基本的な方針をお示ししたいということで、本日１月２９日に諮問をし、現状及び基本構成案についてご議論をいただく。それで、第２回目にできますれば、きょうの議論も踏まえて基本方針の案をお示しして議論していただく。その後、パブリックコメントの募集を行いまして、そういう広いご意見を踏まえて、できますれば第３回を３月下旬ごろに開きま

して基本方針の策定についての答申をいただければということで、こういうスケジュールで進めてみてはどうかということでございます。

○生源寺分科会長 ただいま事務局から有機農業の推進に関する基本方針についての審議の進め方、日程についてのご提案があったわけでございますけれども、この点について何かご意見等があればお受けしたいと思います、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

金子委員、どうぞ。

○金子委員 金子でございますけれども、1点それぞれ委員の先生方はお忙しいかと思うんですけれども、有機農業の現場をどこか見る機会を設けていただいて、共通の認識なり展望なり現状課題等を含めてしていただければと思っていますけれども、よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長 今のご発言につきまして、何かほかの委員の方からございますでしょうか。

これは非常にタイトな日程ではございますけれども、また全員が同時ということは恐らく不可能だとは思いますが、事務局の方で少しご検討いただくことはできますでしょうか。

○竹森農産振興課長 わかりました。ちょっと時期的なものもあるんですけれども、どういう形でできるか、少し検討させていただければと思います。

○生源寺分科会長 できるだけ早く調整をお願いできればと、こう思います。委員の皆様方の日程もございますし、この会議のスケジュールもございますので、大変いいご提案をいただいたと思いますけれども、ぜひその点よろしくお願いしたいと思います。

そのほか、進め方につきまして何かご意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、今の金子委員からのご提案を踏まえた上で、事務局からご提案があった形で進めてまいりたいこう思います。

それでは、本日はただいまのスケジュールのご提案にもございましたけれども、有機農業の現状と課題等について検討いたしたいと思います。用意していただきました資料の5、また資料の6に沿って最初に事務局からご説明をいただき、その後、委員の皆様にご自由にご意見を述べていただく、あるいはご質問いただく形で進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、本日の分科会でございますけれども、12時ごろまでを予定しておりますので、その点もよろしくお願いいたします。したがって、事務局もできるだけ簡潔にご説明をいただければありがたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

○栗原環境保全型農業対策室長 それでは、資料の説明は私の方からさせていただきたいと思っています。長くなりますので、着席して説明をさせていただきたいと思っています。

資料5をお開きください。

1 ページでございますが、まず有機農業をめぐる現状ということでございます。有機農業の位置づけということですが、その前に環境保全型農業全般、農業全体の位置づけということで簡単にここに絵を載せてございます。農業生産活動が適切に行われれば、自然環境の保全や良好な景観形成などの環境保全上、多様な機能を発揮するということでございますが、右の絵にありますように不適切な資材の利用管理や過度の効率の追求というようなことがありますと、環境への負荷を招く原因にもなるということでございます。

2 ページ目をお願いいたします。

有機農業についてですけれども、法律の中では有機農業を「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないこと」というふうに定義をしております。こういう農法は、環境負荷を大幅に低減し、自然循環機能を増進するということで環境保全型農業の一つの形態として位置づけられるということで考えております。また、丸の3番目に書いておりますが、有機農業においては、多様な生物で構成される生態系の形成等により、自然が本来有する機能を最大限活用して、健全な作物の育成や病虫害等の抑制を実現しているということでございます。右に数字の入った表がございまして、平成 17 年の農林業センサスの中で、国内の販売農家数が 196 万戸余り、その中で土づくり、化学肥料、農薬の使用の低減といった環境保全型農業への取り組みを行っていると答えられた農家の数が 91 万 9,000 戸ということでございます。大体半分ぐらいということです。

なお、真ん中に有機農産物認定事業者というものがございまして、現在数字として把握されているのは有機農産物として J A S の認証を受けた農家の数でございまして、これは 5,000 戸余りということでございます。

3 ページをお願いいたします。

有機農業の栽培技術ということですが、上の枠囲いに書いてありますが、地域の条件に適した品種といったものを選び、また、生物相豊かな栽培環境の中で、耕種的な方法、物理的な方法や生物の利用による有害動植物の防除を行い、そして基本ですけれども、たい肥等の有機質資材の利用による土づくり、有機質肥料による施肥といったことで取り組まれているものでございまして、事例として下に2つ挙げてございます。

水稻は兵庫県豊岡のコウノトリ育む農法というものでございますが、右側に通常の栽培のときの管理が書いてございまして、左側の有機栽培というところにこのコウノトリ育む農法のやり方が書いてございます。

詳しくは説明いたしません、例えばたい肥、または米ぬかの施用と冬期湛水で、トロトロ層と言われる微生物の層ができて、雑草が生えてこないとか、有機質を田植えのときに大量に施用して有機酸による雑草の発生抑制をすとか、温湯種子消毒を行うといったことで、農薬の使用やそういったものを減らしているということでございます。

それから、右側はニンジンの場合の沖縄県の栽培指針を載せておりますが、ごらんいただきますと、例えば手取除草とか太陽熱利用とか生物農薬といったもので技術を導入しているということでございます。

4ページをお願いいたします。

有機農業による生産の経営の実態ということですが、左側に稲作農家の経営収支と野菜農家の経営収支が出ております。調査年度がちょっと古くなりますが、ごらんいただきますと、慣行栽培との対比というところをごらんいただきたいと思いますが、稲作の場合、販売価格の面では慣行栽培よりも有利ということですが、単位面積当たりの労働時間は6割増、また収量は84.4ということで15%ぐらい慣行より少ないということです。それで、所得が190と2倍近くになっておりますが、これは労働時間を計算に入れていない数字です。したがって、家族労働時間等を計算しますと、実際にはそれほど儲かっているわけではないということです。

それから、野菜作の方ですが、これは幅を書いてございまして、慣行栽培と比べて大きいものから小さいものまで、非常にばらつきが大きいということです。価格や面積当たりの販売量その他で格差が大きいということで、農家にとっては非常にリスクのある取り組みだという状況でございます。右側の農家の意識調査でも労力がかかるとか、収量減少、品質の定価といった問題点が農家の方からも指摘をされているということでございます。

5ページ目をお願いいたします。

有機農業による農産物の生産の状況ですが、現在、農林水産省で把握できているものはJASの有機の認証を受けた数量ということで、左側に格付数量4万8,000トン余りと、それから認定事業者、農家の数が5,100戸余りという数字がございまして、これを国内生産全体で見ますと、格付数量で見て0.16%、右側の表の一番右下になりますが、ということになりまして、JAS有機の認定を受けたものということではございますが、取り組みはまだ少ないという状況でございます。

6 ページをお願いいたします。有機農産物の流通消費ということですが、左側の出荷状況という表をごらんください。クリーム色の食品加工業者というところから右側が主に相対、つまり生産者と消費者や消費者団体、実需者が直接結びついて流通しているものということで、これが非常に多いということがご理解いただけると思います。また、右側に消費者による購入動向というアンケート調査の結果がありますが、①をごらんいただきますと、「よく購入する」、「たまに購入する」を含め7割が有機農産物、これは加工品も含んでおりますが、そういったものを購入しているということです。ただ、②の円グラフを見ていただきますと、なぜ購入したかと、これ複数回答をしていただいたんですけれども、「一般の農産物より安全・安心だと思う」という方が4分の3ということで、「環境にやさしい農産物だ」と思って買ったという方は5%と非常に少ないということでございます。今後の動向が③にあります、「価格が低くなれば購入したい」など、ほとんどの消費者は有機農産物を購入したいという意向は持っておられるということでございます。

7 ページをお願いいたします。

有機農業を含めた環境保全型農業全般につきまして、農水省では平成4年から全国的に推進をしております。左側に具体的な推進施策の概要が書いてございますが、例えば技術の開発、あるいは研修、あるいは技術指針の策定、あるいは補助事業、それからエコファーマーの支援、それからシンポジウムの開催や優良な取組の表彰と、それから直接的には有機や特別栽培農産物に対する表示ルール・検査認証制度の整備といったいろいろな形で支援をしております。そうすることで、先ほど申し上げましたが、環境保全型農業に取り組んでいる農家数は12年のセンサスと比べても大きくふえておりますし、また右下にございますが、エコファーマーの認定状況も順調に伸びているという状況でございます。

8 ページをごらんください。有機農業に関する技術導入の支援ということで「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」というのが平成11年に制定されております。この中で、エコファーマーという愛称でございますが、こういった技術導入を進める農家にさまざまな支援を行っております。また、その導入される技術につきましても右に一覧表をつけてございますが、昨年、化学農薬低減技術として温湯種子消毒、抵抗性品種、熱利用土壌消毒、光利用と4技術を追加いたしました。また、今年度、化学肥料低減技術のところにたい肥等の特殊の肥料の追加、また化学農薬低減技術として土壌還元消毒技術の追加を予定しておりまして、時期に合わせて適宜必要に応じて技術の追加も行っているということでございます。

9 ページをごらんください。9 ページと 10 ページは今年の春から開始を予定しております

農地・水・環境保全向上対策について簡単にご説明をするところでございます。

地域ぐるみで農地・農業用水等の資源の保全向上対策と一体的に、営農活動を地域でまとまって化学肥料、化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する先進的な営農活動に対して一定の支援を行うということにしております。これはこの絵の下側にございます営農活動への支援、水路の江ざらいとか農地周辺の草刈りとか、右の絵にあります生き物調査とか景観作物とかそういう取り組みをきちっとやったところで、さらに一定のまとまりを持って5割以上の低減を行ったものに支援をするという仕組みでございます。

10 ページをごらんください。営農活動5割低減についての支援の部分の内容ですが、まず営農活動の取り組み主体である集落等に対しては、下の矢印ですが、一律20万ということでそのグループに対してお金が出ます。さらに、その上の5割低減を実際に行っている部分については、取組面積に応じて下に単価がついてございますが、作物ごとの単価を掛けた額が支払われると。これは取り組み農家への配分が可能ということでございまして、この対策は当然5割以上の低減ですので、有機農業を含めて支援が行われる対策ということで今年の春からスタートを予定しているものでございます。

11 ページをごらんください。有機農業に関する技術の研究開発でございますが、農林水産研究基本計画の中で、農業の持続的発展のための研究開発が位置づけられておりまして、有機農業を含む環境保全型農業に対して、新たな技術の開発と体系化の取り組みがなされております。

具体的な中身は下の絵にございますが、委託プロジェクト、それから競争的研究資金、それから独立行政法人の交付金の中で行うプロジェクトといったものがございまして、具体例が書いてございますが、例えば弱毒ウイルス、土着天敵、バンカープラント法、あるいは土壤微生物群集制御、フェロモントラップといった有機農業にも密接に関係する環境保全型農業のさまざまな研究が行われているということでございます。

12 ページをごらんください。この研究の大きな成果といたしまして、まず一つIPM（総合的病害虫管理）についてご紹介をしているところでございます。この総合的病害虫管理と申しますのは、農薬だけではなくて、左側に書いてあります例えばフェロモン剤を使うとか、天敵昆虫を使う、あるいは右側に黄色いところでオレンジ色で書いております耕種的な防除、例えば抵抗性台木を使うとか、対抗植物を植えると。それから、下にありますように物理的防除、つまりその土壤消毒を薬剤によらないで行うといったこと、それからさらに発生予察といったものを組み合わせて、農薬以外の方法をあわせて行って、右にあります、施設トマトやキャベツなど、今の現在で10品目について農薬の使用料を半分程度に減らす技術体系ができてお

ります。ほかの作物についても拡大していく考えてございます。

13 ページをごらんください。さらに、研究成果として2つ大きなものを紹介しております。

左側はペレットたい肥ということで、たい肥は重さが大変重いということ、それから水分が多いということ、また成分が安定しないということで、これを非常に軽くて扱いやすいペレット化する技術でございます。これができることによって、水分や肥効が安定し、運搬や散布も容易になるという技術ができてきております。

それから、右側は有機質で育てたものと化学肥料で育てたものを見分けるという技術でございまして、重窒素という放射性同位元素を利用しまして、化石燃料に由来するものはこの放射性同位元素の含有量が少ないということを使って見分ける技術ができております。これによって消費者の方の信頼性向上にもつながるのではないかと新しい技術でございます。

14 ページをごらんください。民間の取り組みということで、それぞれ左側に書いているのは、一例でございますが、さまざまな民間団体の方々の中で独自の有機の技術が開発されております。その中では、右側に幾つか例を上げておりますが、例えばアイガモ農法、あるいはこの水稻の種子温湯消毒といったものは、先ほど申し上げました持続農業法の技術のリストの中にも載せておりまして、広く普及を図っているものでございます。

15 ページをごらんください。次は有機農業に関する技術の普及指導ということですが、協同農業普及事業を初めとして、市町村やＪＡといった関係機関が連携して普及指導を行っております。協同農業普及事業の中でも有機農業を初め、環境と調和した取り組みを主要課題として位置づけております。下に普及事業の仕組みが書いてございますが、全国 399 カ所の普及指導センター、8,500 人余りの普及指導員を中心としまして、県の農業大学校、それから県の試験研究機関また国の独立行政研究独法、それから大学や地域の市町村やＪＡといった関係機関と連携しながら、さまざまな取り組みが行われております。右に事例がございまして、一つ一つ説明すると長くなりますので、簡単に申し上げますが、いずれも普及センターを中心に県の試験場、それからＪＡ、それから公社、あるいは市町村といったところと連携をとりながら、さまざまな活動を行っているという事例でございます。また、下の左下にありますが、普及指導員に関する研修というものも行われております。

16 ページをお願いいたします。新しく有機農業等に取り組みたいという方に対してもさまざまな支援を行っております。左側にまず道府県の農業大学校で有機農業の実践学習を行っている事例を紹介しております。また、右側にいきますが、就農準備校というのがございまして、その中でも有機農業の研修は行われております。滝野川のコースでは在宅のまま、つまり座学

で有機農業の研修を行っております。また、その下、枠囲いの緑色のところの下、水戸校（日本実践学園）で小川教室というものがございしますが、これは金子委員のところで行っていただいている、これは実践的な現場での研修ということでございます。こういったいろいろな協力をいただきながら、研修などを行っているということでございます。また、右下にございますが、就農支援資金といった支援も用意してございます。

17 ページをお願いいたします。有機農業で生産される農産物の流通販売面の支援ということですが、左側に卸売市場改革ということで、卸売業者が直接生産者や実需者と取引をする規制緩和を行って、そういう取り組みが容易にできるようにしたというようなことがございます。それから、右側に生産出荷情報のネットカタログというのがありますが、この真ん中辺のカタログ登録数というところをごらんいただきますと、7,392 件のうち 1 割以上が有機区分ということで、先ほどの認証したものの数の割合が 0.16%ということと比べると、この生産者と消費者を直接つなぐこういった情報の中には有機の方に利用していただく部分が非常に大きいのではないかと考えております。

18 ページをお願いいたします。ここから 3 ページは有機 J A S 規格について書いている部分です。皆さんはもはやご案内かもしれませんが、平成 4 年にガイドラインができて、ただガイドラインに強制力がないということを非常に現場の混乱があったということで、コーデックスガイドラインができたということを受けて、平成 11 年に法律改正が行われ、13 年から有機 J A S 規格がスタートしているわけでございます。

19 ページをごらんください。有機農業推進法の第 2 条には有機農業の定義がございします。これはそれと有機 J A S 規格の比較をした絵でございします。左側は有機 J A S 規格、これはコーデックスの基準に準拠したものでございまして、生産の仕方についてのルールのほか、残留を防ぐために 2 年以上、こういった栽培を行ってから表示をするようにするという④のルールとか、あるいは周辺のほ場から農薬等がかからないようにするという⑤のルール、それからさらに収穫されたものが一般栽培のものと混じらないようにするという⑥のルールが定められていて、それを満たしたものが表示できるということですが、本法律では表示の話は表示の話として、この有機農業という生産のあり方、農法を推進するというので、定義としては生産の部分に属する①と②の部分有機農業の定義としているわけでして、こういった取り組みが広がってくれば、その中で J A S の表示が必要なものは J A S の表示がされていくということで、有機 J A S のすそ野の拡大にも寄与されるものと考えております。

20 ページをお願いいたします。20 ページは特別栽培農産物に関する表示ガイドラインでござ

いまして、現在、全国 43 の都道府県で特別栽培農産物についての表示・認証制度がこのガイドラインを受けてつくられております。左下に表示の例がございしますが、ちょっと見にくいですが、農薬というところをごらんいただきますと、栽培期間中不使用と書いてございます。例えばこういう表示の仕方というのもあるということでございます。

21 ページをごらんください。消費者等への普及啓発ということでございます。環境保全型農業や有機農業で生産される農産物の理解を深めるため普及啓発ということでエコファーマーの取り組み、あるいはこの左に絵がありますが、有機農産物の表示ルールや検査認証制度についての広報を行っております。また、環境保全型農業推進コンクールといった形で国民の皆様にご覧いただき、こういう取り組みを理解していただくというようなこと、それから右下にあります、食育や農業体験学習といったものの中で、有機農業に取り組む生産者と消費者の相互理解を深めるための交流も行っているところでございます。

22 ページをごらんください。有機農業に関する推進活動ということで、今のコンクールなどの活動が左側にございますが、全国環境保全型農業推進会議、これは事務局を全中においてございますが、こういったところが中心になってブロック、そして都道府県、市町村といったところで、さまざまな取り組みを進めていただいております。この環境保全型農業推進コンクールの中では、右の方にございますが、有機農業においても大賞を受賞された取り組みが幾つもございます。また、この法律では第 7 条で都道府県に推進計画をつくるよう努めてもらわなければいけないということが定められておりますので、この推進に関する推進計画の策定を都道府県に働きかけていくということもこれから重要になってくるのではないかとということでございます。

23 ページをお願いいたします。これは取り組み、表彰事例などからの取組事例でございますが、地域のいろいろな取組事例、行政や農業者、あるいは団体などからなる連携・協力体制というものができ上がり、またその地産地消とか食育といった活動を通じて、消費者や実需者との理解の増進にも努めながら取り組まれている事例でございます。左側が「兵庫県黒田庄有機の里づくり推進委員会」というものをつくって、耕畜連携とか特産米の酒造業者との契約とか有機農産物の直接販売とか、そういったこと、それから農作業体験とか農産物オーナー制度といったものを活用しております。右の今治の事例では学校給食への有機野菜の供給といったこと、そういったものを通じた、食育を通じた取り組みの拡大を行っているというものでございます。

24 ページをごらんください。民間における取り組みということで、先ほど民間における研究

開発のご紹介をいたしました、さまざまな取り組み、研究開発、情報提供、農業者間の交流、消費者に対する普及啓発といったさまざまな取り組みを民間の団体の中で行われてきております。日本有機農業研究会や大地を守る会といった非常に取り組みの古いものから、草の根の国際機関というか、国際運動でありますアイフォームの日本支部といった位置づけになっているアイフォームといったところ、それから 17 年、18 年、最近になってから全国運動として政策提言や情報提供を行ってきている活動といったさまざまな活動がございます。これはほんの一例でございますが、非常に無数にたくさんの取り組みがされているということでございます。

25 ページは諸外国における取り組みということで、すべてを書くことはできないわけですが、ヨーロッパの EU の中のフランス、それからお隣の韓国、アメリカといったところをちょっと書かせていただいております。

左側からいきますと、韓国は親環境農業ということで、有機農業以外の環境保全型農業を含めた支援を行っております。それから、フランスは EU のルールにのっとって有機農業促進策というものの中で支援を行っております。また、アメリカにおいても有機食品製造法というものに基づきまして施策を行っているということでございます。ここに有機の割合というものが韓国で 0.33 とか書いてありますが、これは基本的に牧草といったもの、飼料作を含まないものでございまして、そういう面で見ると各国の取り組みの割合というのはこのぐらいのものだということでございます。

最後に 26 ページをごらんください。有機農業推進に向けた課題ということで、今いろいろ書いてまいりましたことを含め、左側の講ずる施策というところで、法律の第 8 条以下の項目に沿って項目を分けさせていただきまして、それで整理を行っております。

右側の課題のところにもいろいろと書いてございますが、農地・水・環境保全向上対策の活用とか、あるいは就農研修の充実とか、実需者等の橋渡しを行うための取り組みの強化とか、それから技術体系の確立に向けた取り組みの強化、またその普及の指導力の向上、それから民間団体との連携、それから消費者の理解を得るための普及啓発、それから食育などと連携した取り組み、さらに必要な調査の実施、それから自主的な民間団体による活動の促進と、それから都道府県への体制の整備といろいろな働きかけといったことを課題として整理をさせていただいております。

引き続き資料 6 の方も説明させていただきます。

資料 6 は、有機農業の推進に関する基本的な方針の構成（案）でございます。

先ほどご審議をいただきましたように、3 月までの 3 回を目途に行うということでございま

すので、議論の材料といたしまして、こういったものを出させていただいたものでございます。

なお、この項目については法律の第6条に規定されている項目、有機農業推進に関する基本的な事項、目標に関する事項、具体的な施策に関する事項、その他必要な事項という4本柱に沿った項目立てをさせていただいておりまして、また具体的にその個々に書かせていただいたものは、法律の中から基本的な事項は基本理念の中から、右側に法律の条文の下にアンダーラインがついてございますが、このアンダーラインをつけた部分に沿って、項目立てを整理させていただいたというものでございます。

具体的に細かい説明は省略をいたしますが、2ページ目をごらんください。

2ページ目の有機農業推進に関する施策に関する事項というところは(1)から順次項目を出しておりますが、これもそれぞれ有機農業の推進法の第8条以下の条文の中に書かれていることに沿って、項目立てをさせていただいております。そういう意味では、法律に沿ってこんなことをまずは考えていくのではないかとということで、出させていただいたものでございます。

なお、最後のその他有機農業の推進に関し必要な事項のところでは、有機農業者の意見の反映、第15条のほかに関係機関・団体との連携・協力体制の整備と基本方針の見直しということで今後どういうタイミングでいくかというようなことを項目として載せさせていただいております。

私の方からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、以上の事務局からの説明につきまして、ご質問、あるいはご意見があればよろしくお願いいたします。

横川委員、どうぞ。

○横川委員　資料を拝見しました。私からお願いしたいのは、1万分の16つまり「0.16%」という現在の有機農産物の比率、これは「有機」が決まったときの予測の「0.2%」よりもちょっと低いわけですが、本当はこれが10年間にどういう成長をしてきたか、その成長率についてのデータを出していただきたい。衰退しているのか成長しているのか、これが今回の取り組みの意義に大きく関わってくると思います。

それから、説明の19ページの有機農産物の表示のところですが、今度の新しいタイプでは「準表示」というような名前がつけられるのかどうか。現行の「特別栽培農産物」というのは、消費者にとっては中身が何だかわからないのです。ですから、大事なことは「有機」と同時にそれに準ずる農産物が何であるかがきちっとわかるようにしていくためには、表示の仕方とい

うものも、ここでは何かお考えなのかどうかということをちょっとお聞きしたいんです。

○生源寺分科会長 ほかにも関連して多分ご質問があるかと思いますが、何人かの委員の方からご発言をいただいた後でもよろしいですね。

○横川委員 はい、結構です。

○生源寺分科会長 どうぞ、関連でなくても結構でございます。

伊藤潤子委員。

○伊藤（潤）委員 私は今、横川さんがご発言になったこととの関連でございます。

この 19 ページのところで、J A S の規格と今回の法律というのは明らかに目的が違うと、これはよくわかりました。ただ、実施する上においてはこちらの資料 6 でもそうなんです、それが消費者の手に渡るときに、消費者がそれがどういう意味なのかということが有機認証マークがついているものと、ついていないものが有機農業でつくられているんだと、こういう話になると混乱が生ずると思いますので、当然のことながらそのことはお考えになっていらっしゃると思いますので、横川さんと同じようにそのことについてご説明をいただけたらと思うことが一つと、もう一つはこの資料の中でどこかでしたが、有機農産物といったときのイメージということでアンケートに安心、安全が一番に挙がっていたというようなのがあったと記憶いたしております。私の周辺では全くそのとおりでございます。この有機農法が環境負荷の低減を目的としている、そのあたりを今回推進するときに意識してそれを広めていかないと、また誤解が誤解を生んで、認証マーク付きは安全だから高くてもししかたが無いがマークのつかない有機農業によるものに高いお金を払うのかという議論が広がりかねないので、そのあたりのご配慮をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

それでは、牧野委員どうぞ。

○牧野委員 私は現場で病害虫の防除の指導をしているんですけども、有機農法というのはなかなか取り組みにくい。静岡なんかは特に展開しにくい状況があるんですが、化学農薬を使う技術は、非常に簡単で、問題があれば、薬をかければいいという視点で栽培が行われているわけです。有機農法というのはいろいろなことをやらなきゃいけない。しかしいずれの場合も、基本的なことは土壌をきれいにし、種子をきれいにすると、7割から8割ぐらいの病気がほとんど出なくなることが現実にあります。その辺の基礎的な技術開発とそれを現場に移す技術、

この2つをきっちりやる必要があると思います。

予算的に見ると本当に足りない。一桁から2桁くらい予算が足りないんじゃないかと思います。申し上げたような核となる技術開発を基礎からきちっとやって最終的に大学等で開発された技術を現場まで持っていくことが不可欠ですが、ここに結構谷があって現場までなかなかいません。要するに使える技術になっていない。大学や国の研究機関もそうですけれども、現場まで持っていくことを前提にした技術開発というのは非常に重要と思います。

現場でこれなら使えるという技術を探索し、それを研究室までフィードバックして開発を進めるということは、結構難しい基礎と応用を含んだ技術開発になるんですけれども、その辺をぜひ進めていただきたいと思います。文科省あたりは研究調整費というものがありまして、3年間フィジビリティースタディやって答えがみえそうだったらあと7年実施して結論を出す。そういう大型予算をいただいてやらないとうまくいかないのではないかと思います。有機農業促進法は、理念法と言われますけれども、具体的な展開が図れるように、農家がきちんと有機農法を実践できるよう、着実に技術開発を進めていく方向づけをしていただきたいと思います。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、金子委員のご発言をいただいた後で、何人かご発言がございましたので、事務局から今の段階でのお答えなりご見解を伺いたいと思います。

どうぞ、金子委員。

○金子委員　金子でございます。

短期間に多分暮れも正月もなかったんじゃないかと。よくまとまっていると思いますけれども、何点かお話してみたいと思います。どうもこの現状と課題というのは環境保全型農業として把握された有機農業の現状と課題というような感じがしてまして、今、委員からもいろいろと出ましたけれども、国は有機農産物の検査認証制度・特定JASとか環境保全型農業を進めてきたんですけれども、なかなか有機農業が発展してこなかったという、そういうことを踏まえてこの推進法というのはできたんだと思うんですね。そこら辺はきっちりと認識していく必要があるんじゃないかと思います。

2ページでございますけれども、丸の真ん中ですね、この最後のくだりの「農林水産省が推進している環境保全型農業の一つの形態と位置づける」ということなんですけれども、私はどうも環境保全型農業で化学肥料と農薬を減らしてきても、そこから有機農業にはなかなか到達しにくいものですから、これは環境保全型農業と有機農業というもの並立してとらえていくべきだと思っていますので、ぜひともそこら辺ご検討していただきたいと思います。

もう1点、8ページからのくだりですけれども、8、9、10でございますが、特に農地・水・環境保全向上用対策というのが19年から始まりますけれども、有機農業というのはどこの集落でも少数から始まっているんですよ。そうすると、特に二階建て部分のまとまり要件ということでは、有機農業者はこの支援の対象にならないわけでございます。ですから、どういう形にするかというのが議論になるかと思うんですけれども、モデル農場とか、そういう形でまとまり要件でなくても、密接にこの有機農業推進法と関連して審議されるべきではないかなと思っております。

よろしくお願いいたします。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、かなりご発言がございましたので、一回ここで切らせていただいてよろしいですか。

それでは、竹森課長。

○竹森農産振興課長　横川委員、それから伊藤委員の中からもございましたが、一つは表示に関する問題でございます。

これは先ほどの19ページ、この法律ができたときに、その法律の趣旨と従来ある有機JASとの違いというものをきちんと理解していただく必要がある。有機農産物を消費者も理解し買っていただくには、きちんとした基準が当然必要なわけでございます。そういう意味で、私どもとしてはこの法律の議論の過程でもやはり有機農産物に、先ほどちょっと横川委員から言われたような準有機のような表示はやはり好ましくないと、流通上の混乱が生じるということで、そこは有機JASに統一をします。ただ、やり方として先ほど特別栽培のガイドラインがございましたけれども、そういうもので表示できるものは表示をしていただければいい。ただ、有機農産物の定義について、は有機JASに一本化してきちんと表示をするというのがいいのではないかとございまして。それから、データの方はまたちょっと後で10年間のデータをお示しをしたいというふうに思います。

それから、先ほど伊藤委員の言われた有機農産物のイメージ、消費者の方は安全・安心ということととっているわけでございますけれども、もちろん農産物の生産をするときに化学肥料、農薬を適正に使うということは当然でございますけれども、この有機農業の意義というのは、今回の現状と課題の中でも1ページ、2ページのところで示していただいたように、そういう消費者ニーズと同時に農業が環境に与える負荷を最小限にしながら、なおかつ自然循環機能といますか、農地が持つそういう自然循環の機能を最大限に生かしていくという農法として推

進をするということで、安全、安心という議論と有機農業をストレートに結びつけるのではなく、有機農業を環境と結びつけた形できちんと説明をしていく必要があるというふうに考えております。

それから、牧野委員の方から技術の中でも現場で使えるためには、どちらかといいますと、これまでは個別の技術開発というところが大きいと、だから農薬の減らし方、それはある病気に対する防除はこうやったらいいという研究はやるんだけど、先ほど言ったようにトータルとして農法として考えたときにきちんとそういう整理がされているか。現場で使える技術としてきちんとでき上がっているかということで、その点については私どもも 19 年度以降も民間で取り組まれている例を調査、分析をしながら、できるだけ現場で使える技術を開発していきたいというふうに思いますし、後で研究開発の方でも取り組みについて追加があれば、またしていければというふうに思います。

それから、金子委員から現状と課題の中で、有機そのものに対する分析が少ないのではないかとということでございます。確かに、農水省のこれまで有機農業については基本的な考え方として、環境保全農業の一つの取り組みとして取り組んできた。当然、今の基本計画でもそうなのですが、農業をできるだけ環境負荷のない。環境を重視したものに変えていこうと、それは全体としても変えていくと、最低限の取り組みというところで環境規範みたいなものをつくりながら、全体としてのレベルアップをどんどんやっていこうと。そういう中で化学肥料、それから農薬に依存しない有機農業も一緒にある意味では進めていこうということで今進めているというところです。

一つ議論のあるところは進め方のときに、今、金子委員がおっしゃった環境保全型農業と有機農業というのは完全に並立してとらえるというのは、私どもとしては今の有機の農業のある意味での例えば生産の安定性だとか、そういうものを考えていくときに、技術提供な積み上げということをどんどんやっていかなきゃいけないのかなと。それから、環境に対する負荷も低減をしていく、そういうためには技術を積み上げながらレベルアップしていくというのが基本的な考え方ではないかというふうに考えております。

あと、農地・水・環境の関係なんですけれども、これも議論のあるところでございまして、確かに現実には有機農業に取り組んでいらっしゃる方は非常に先進的な農家で、点的といいますか、非常に限られているということがあろうかと思えます。私どもも今回の農地・水の中で先進的営農を進めていこう、特に環境に対する支援を環境農業に対する支援を進めていこうというときに、今当然そういう扱いをどうするかということは議論になったわけですが、た

だここにも先進的な地域の事例が出ているんですけれども、環境保全を面的な広がりをもって取り組んでいただくためには、有機の農家もいらっしゃいますし、それから環境保全型農業、例えば5割低減に取り組む、実際にそういう地域ではいろいろなレベルの方が取り組んでいらっしゃる。

できるだけそれぞれの農家に取り組めるレベルでどんどん取り組んでいってはどうなのかなと。特に有機農業に取り組まれている方は地域でも先進的な農家ですので、そういう取り組みを核にしながら、それがそこにとどまるのではなくて、もう少し面的に広がった取り組みとしてぜひやっていただければということで、実は面積要件というものを課してございます。ただ、そのときもできるだけチャレンジできるようにということで、取組面積最低限どのくらいというのではなくて、それぞれの地域で例えば特産のトマトならトマトについて、その地域のトマトに取り組んでいる農家の半分が実は例えば環境保全型に取り組むといったときにはやれる。その人の取組面積ではなくて、地域の取り組みというものを生かせるような形でやってきている。私どもとしては、農地・水・環境保全向上対策の中で、ぜひ地域的な取り組み、要すれば面的な取り組みを広げることがまさしく目標とするいわば環境に対する負荷といいますか、そういうものを低減していけるということでまとまり要件を設定したということだけはご理解をいただければというふうに思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

技術会議の方から何かございますか。

○竹森農産振興課長 先ほどのデータの件ですけれども、有機の格付けの数量ですけれども、13年以降しかないということですので、今お手元に示している数字ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○角谷技術会議研究開発課長 技術会議研究開発課長でございます。牧野委員の方からご指摘がございました技術開発の件でございますが、技術開発の方を11ページの資料で簡単にはご説明してあるわけでございますけれども、非常に基礎的な部分から、それから出口に近いところまで、いろいろな課題、ここに書いてあるものに限らず非常にたくさんの課題を国の独立行政法人でございましてとか、あるいは大学あるいはその都道府県の試験場、さらには民間というようなところに委託して実施しているという状況でございます。

その中には、例えばたい肥の中に入っている窒素がどのような動きをしているかという基礎的な研究でございましてとか、あるいは最近でございまして、その例えば非常によく肥えた良い土というものには当然いろいろな微生物が活躍していると、一方で連作障害を起こしているよ

うな土壌であれば、逆に害を与えるような微生物がいるんじゃないかという、そういう一般的な考えを実際に微生物として相がどういうふうにかわっているかというようなことをDNAを使いまして明らかにしていこうというような非常に基礎的・基盤的な研究もやっております、こういうようなものも将来使えるんじゃないかということで今取り組んでいるところでございますし、一方で個別な作物につきまして、いろいろな農薬の低減でございますとか肥料にかわるような微生物の活用でございますとか、そういう技術開発もやっているということでございまして、こういうものはいずれにいたしましても、現場の方にきちんとしていかないと研究成果として意味をなさないということは十分承知しておりますので、今後特に普及サイドとも連携をとりながら進めていきたいと思っております。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

金子委員からのご指摘の中の有機農業の意味合いというか、このあたりはやはりまだ議論をしておいた方がいいかなという感じがしております。この議論の前提になる定義がこの法律の中にあるわけでありますけれども、また有機農業が環境に対する負荷の軽減という側面を持つことはこれももちろん間違いはないわけですが、それだけかというようなところ。これは伊藤委員のご発言の後段の部分もそういうようなことも含んでいる気もいたしますので、ほかの委員の皆様からもいろいろとご意見等もいただければ、あるいは金子委員からさらにご発言いただくということもあっていいかと思います。

それでは、大木委員、それから伊藤委員も手が挙がったと思います。

○大木委員 先ほどからご意見も出ていますし、それからご説明もお答えもいただいたことなんですけれども、ダブると思いますけれども、有機と言われたときに消費者というのは本当に健康というイメージにみんな一般的には思っているんですね。ですから、けさのチラシをきょう持ってきたんですけれども、こういうものでもオーガニック、有機レーズンを幾ら、幾ら、オーガニック、有機プルーン幾ら、幾らと、こういう書き方をすると、なお健康にいいなというふうな感じのイメージしかないということの一つなんですけれども、健康とそういうことを裏返しますと、農薬とか、それから肥料はすべて悪だという思いが非常に消費者には強いと、一般的にもそう思われていることも確かなんですね。

そういう消費者の誤解を放置したまま、この有機農法を推進しようというふうにはいかかと思っておりますので、ここに消費者の理解と関心の増進ということが最後に今後に向けた課題というところにありますけれども、コンクールとか、いろいろいいことを書いてありますけれども、先ほど伊藤委員が言われたようにどういう意味を持っているのかと、有機というものは本

当に下から考えたら土づくりが大切なんですよ、土壌づくりが大切なんですよということが消費者に理解ができれば、なるほどこれはこういうことなんだから買いたそうとかとなりますけれども、ただ健康にいいというんだったらお金がどうのこうのというような話もありましたけれども、そうではないんだ、もっと下のところを消費者にわかってもらう取り組みというものをこの中にぜひ入れていただきたいと思います。ですから、そういう意味では、先ほどありました農地とか水とか環境の保全、向上のためにという、こういうところに今回の重点を置いて推進すべきだろうと私は思っております。

以上です。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、どうぞ。

○伊藤（淳）委員 ○伊藤（淳）委員 基礎的なことで伺いたいことが3点とそのほか2つ、全部で5つあります。

ひとつめは、日本の人口が減少すると食糧の必要量と、供給される食べ物のバランスについて。有機栽培では生産量が3割減ると言われていますが、今後、農産物が有機栽培化したときの需要と供給のバランスをグラフ化して説明できる資料というのはないでしょうか。

2番めは、有機農産物の外国との競争力を考えた場合、現状における輸入食品のオーガニックであるとか有機栽培などの比率がどうなっているのか、それから今後どういう展開があるのか、ライバルというのがどういうところにあるのかということを知りたい。

消費者は「有機農産物は安心、安全だ」という印象が強い」というご意見がありましたが、諸外国でも今こういった有機農産物の取り組みというのは進んでいるという情報も入っています。例えば中国産という、薬品とか農薬を非常にたくさん使っているという（悪い）イメージが消費者の中にはありますが、実際は中国やアジアで有機栽培の研究開発が大変進んでいるという情報もあります。将来、安くて、「安心・安全」な農産物が輸入されてくるとしたら、「日本の農業が安心、安全だ」ということだけでは消費者に対する競争では負けてしまうんじゃないかと思います。

3番目は、外国の有機栽培の取り組みの事例として、スローフード・ブームのイタリアはどうか、データがあったらお願いします。スローフードやLOHASといった言葉は日本でも定着していますが、こうしたブームメイキングというの（有機農業を広めるためには）重要ではないかと思います。このスローフードの原点となっているイタリアでは、実際は有機農業というのがどういう位置づけでどれぐらいあるのかという資料がありましたらお願いします。

それから、提案が2件あります。

1 番目は、17 ページの流通販売面の支援ですが、これは相変わらず仲卸業者が入って、大量につくって大量に売るというモデルの支援であるように見えます。有機栽培の農家の方たち、現状ではかなり直販ですとか、消費者の方と直接インターネットなどで産直をする例も多いと思います。そこで、直売とか産直のやっている方たちの支援ですとか、あるいは実際そういったモデルというのが必要ではないでしょうか。

2 番目は、ここの施策の中で大きく欠けていると感じる部分は、資金調達です。

この中で助成金的なものや、足りない分の補正といったようなものはありますが、有機農業を始めても利益が出てくるまで何年かかかると思うんですね。これは違う業界、例えばIT業界なんかですと、社会に出てもない大学生でも、企画書を書くだけで資金調達できてしまう。実際に農業をやられている方はそんなに甘いものじゃないよとおっしゃることは重々承知で申し上げたいのですが、若い人たちが野望を持って取り組みたいというときに、こうした法的な助成金に頼るのではなくて、農業ファンドのようなものですとか、アメリカのCSA（コミュニティ・サポーター・アグリカルチャー）のような資金調達やビジネスモデルの構築が必要ではないでしょうか。これは有機栽培をやっている方のご意見も含めて検討課題として提案したいと思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、三野委員、どうぞ。

○三野委員 今この報告をお聞きしまして、非常によくまとまっているというような気がいたします。これをさらにこれから議論を進めていく上で、2点少し意見を言わせていただきたいと思います。

1 つは、もともと今お話でよくわかりましたが、環境保全型農業、あるいは環境負荷削減というのは循環型社会、農業セクターの中での話だけではどうもないような気がいたします。だから、農業のこういう環境保全型農業を位置づける、あるいはこの有機農業を全体的に位置づけるためには、どうしてももう少し他のセクターとの関係、あるいは国土全体としての例えば物質の流れ方の中で農地の役割、そういうようなものがあると、実はこれから多分国民的なサポート、あるいは公的支援というのはこの背景になってくるとしたら、タックスペイヤー、国民というものを意識すると、安全、安心な農作物を供給するというのも非常に大切な意味だと思いますが、その辺も環境側から少し位置づけるようなものを教えていただければと思います。

もう一つは非常に基本理念をまとめられたものですから、確かに総花的になり過ぎて、一つ

はこういう場合は施策総合でいろいろな今までの施策をまとめながら、この法律の目的に則して整理していくというのが大切だと思うので、推進の具体的な方策を検討する中で、施策の総合の部分と施策の重点化の部分がある程度切り離していただいた方がわかりやすくなるのではないか。

先ほどの資源保全施策で、私も金子委員と同じような感じを持っているんですが、どうもまとまりというものが非常に優先されるものですから、個々の取り組みは地方では切り捨てられているような今大きな流れがあるようですので、互いに保管するような役割も必要ではないか。有機農業２階建ての部分、１階がないと２階ができないということで、これまでいろいろと芽が地方で出ているこの有機農業に対するどうもちょっとブレーキをかけるようなところがなきにしもあらず、この辺をうまく拾いだして補完していくというのも大切なのではないか。確かに、自然保全を一つのきっかけにしていくのは大事だと思いますが、そういう点も配慮しながら整備していただくと大変わかりやすくなるのではないかと思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、小川委員、それから横川委員、その後富士委員、お願いいたします。

○小川委員　先ほど来言われていることですが、土づくりという面から少し考えてみたいと思います。安心、安全ということでは化学肥料、農薬というものはかなり悪者視されているというか、そういう状況でありますけれども、いわゆる安全、安心という面から見ると一つのイメージで消費者の方々が食しているのではないかというふうな気がいたします。有機物だけでつくったものならば安全、安心、それでおいしいというふうなことになるのですけれども、私の専門は土壌肥料ですけれども、土に見れば有機物を入れても作物が吸収するときには分解してアンモニアになり、無機態として根からほとんど吸収されるというプロセスを得るわけで、有機物そのものがすべて吸収されるということではないと、多分ないであろうと思っております。

そして、そういった中で、土づくりというものが叫ばれて久しいわけですがけれども、現在茨城県内のかなりのところを見ますと、たい肥という形で土づくりが行われております。しかし、そのたい肥というイメージがこれもイメージなんですけれども、昔のたい肥と今のたい肥というのは完全に内容成分が変わっているということは事実です。昔のたい肥は下草を刈って、落ち葉をさらって家畜の糞尿を加えて、ある程度雨ざらしの状況の中で、易分解性の成分がなくなった中で骨格的なものを投入しての土づくり、いわゆるカーボンを中心として土づくりが行われていたのです。現在の農家の方がイメージしているたい肥というのはこのたい肥のことで、

今はどうしても家畜糞尿が中心となり、家畜排せつ物法で屋根があり下がコンクリートで壁があるとなりますと糞尿そのものの成分が行くところがなくて、ほとんどそのままたい肥の中に入ってきます。それを土壤に還元すると、どうしても養分過多の状況の土にならざるを得ないというふうに思っております。

ですから、今の畜糞を中心としたたい肥というのは牛糞あたりは別でしょうけれども、肥料的な要素がかなり強いということです。そういった意味で、個人的な見解ですが、土づくりというのは土をつくれればそこでいろいろな作物が何でもとれるというのではなくて、農家の方がつくりたいものがいつでもつくれるような土壤環境をつくっておくというのが土づくりではないかなと思います。土づくりをしたために、倒伏してしまったとか、そういうことがないような、農家の方がこれをつくりたいと言ったときに、即、それに対応できるような土壤環境をつくっておくというのが基本的な土づくりではないかなと思います。

ちょっと技術的なところに入りましたけれども、以上です。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、横川委員、どうぞ。

○横川委員　今、小川委員がおっしゃったのにつけ加えさせていただければと思います。

まず、今、たい肥をやり過ぎることで窒素の面の問題が逆に出てきています。これをどう解決していくのか、日本の農業は本当にたい肥を使うものだけでいいのか、という議論が必要だと思います。例えば牛糞を使う場合でも、牛糞そのものの質が変わっているんですね。配合飼料はアメリカから入ってきますが、アメリカでの配合飼料のつくり方が変化しています。それを食べた牛の糞を使ってたい肥にしていくわけですから、良いものも悪いものその循環の中に取り込まれる可能性があります。これが一つ。

それから、農林水産省を含めて国がどう考えているのか。自給率 40% のことばかりが中心になって進められていないでしょうか。何を申し上げたいかというと、有機というのは消費者から見ると、中身が変わるんだということだと思いますね。例えば、ミネラルいっぱいの野菜というイメージが消費者にあるとすれば有機だけでなくいいじゃないのということです。私どもの協会は土づくりを基本にして、化学肥料と農薬使用を半分にするという、JF（フードサービス協会）基準というものをつくりましたが、余り利用されていない、ブランドとしての評価がないからだと思います。でもそれを国を挙げてやるとすると、有機農法と準有機農法と今までのような農業のバランスがとれてきて、初めて消費者は選べるんだと思いますね。ところが現行の「0.16%」という数字は選ぶことのできないもので、消費者から見ると格外にな

ってしまう、それなのになんでこんな大騒ぎをしているんでしょうか。

ただ、これを基に違う方法で日本の農業を変えていこうというなら、そこに新しい何かが生まれてくるはずです。

先ほども話がありましたが、既に今アメリカで有機野菜の基準を取ったところが中国に工場をつくって認可を取り、その商品が今度日本に入ってきます。そうすると日本は勝てません。なぜかという、全く湿度がなくて虫もいないところに水をまいて野菜をつくっていますから、しかも必要な水だけしかやりませんから、ほかのものは要らない。日本の基準に完璧に適合したものが外国からどんどん入ってきたときに、本当に日本の農業は耐えられるのでしょうか。そういう意味でいくと、国民の農家と日本の農業を今のやり方で本当に守れるのでしょうか。何か政治家みたいな話になっちゃいますけれども、ここのところを一度しっかり議論しないと、「何年後かには負けてしまう」と私は申し上げます。

ですから、考え方を変えることが必要ではないかと思うのです。例えば、私ども外食で買うときに、コンマ16という割合の野菜量では、買う対象の外になってしまう。そうではなくて、日本の外食比率は40%になったんですから、その消費者の人たちの記憶に残るような生産体制を農業の中につくっていく、そんな考え方も必要だと思います。どういうつくり方をしていくのか。年間供給体制はコンマ16ではできるはずがありません。いきなり完璧な体制を具体的に目指すのではなく、まずは今までより安全なものがより多くの人に届く仕組みということから入って行って、最後に結果的に有機の比率が高まっていくのがいいのかもしれない。現状では、認可を受けている人たちもビジネスとして成り立ちませんから撤退している場合もあると思います。日本中に数少ない認可制度しかない、地方の人が認可を取るのに費用がとてもかかるし、実際の生産も費用がかかるから、そう簡単にできなくなってしまう、そんな実務上の問題もあるかと思っています。

それから、細かい点では、最終的には書類審査になりますから、実態と認可の中身が実際にどうなのか、その保証はどう確認するのが気になります。例えば、実際に売られている商品年に一度くらい現地確認しているのか、有機という商品が表示問題とか情報伝達の間違いなどにつながっていないか、幾つかの問題を抱えている気がしますので、この辺も現実的にどうするかをぜひ考えていただきたいと思います。

これまた長くなりますから簡単に申し上げますけれども、有機商品の検査認定制度の中に、有機農産物には抗生物質を病気の予防目的では使っていいかのように書いてあるんですね。2〜3年前の資料にあった数字ですが、豚と牛と鳥に使っている抗生物質は年間900トン、養

殖に 200 トン、野菜とフルーツに 100 トン使っているんです。人間は病院で出すのが 100 トン、薬局で売っているのが 400 トン、全部で 500 トンです。こんな比率で本当にいいのか、抗生物質は使っているのか悪いのか、どうなのでしょう。また、アメリカではホルモン剤が既に問題になってきていることについて、日本としてはホルモン剤はどうとらえていくのか、いろいろな問題があることがちょっと気になります。

とにかくここで切らせていただきます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、富士委員、どうぞ。

○富士委員 私もちょっと混乱するので、1 つは体系の整備みたいなものが必要ではないかと思います。

いろいろと今までご議論があるように、栽培履歴や、表示の分野なのか、それとも環境保全型農業という農法の分野からの整備なのか、そういう整備もあるんでしょうし、それから J A S 有機の認証農家という 5,000 戸とか、持続農業法でエコファーマー、これは 11 万戸とか説明がありましたが、人に対する認証をしていますよね。今度有機の法律推進法ができたから、この有機に取り組んでいる人たちはどうするのか。この人たちは J A S の有機の認証農家でもなかつたり、エコファーマーの認定も受けていない。だから、人と表示とのずれみたいなものがあるように思います。

それから、これまでも地力増進法という法律があり、一方で持続農業法というものがあって、今回有機農業推進法です。だから、先ほど金子さんが言ったのは並列的なのか包含されるのかというのがありますが、そういう位置づけも含めてどういうふうに法体系を整理して、何をどこをどういうふうに推進していくのかということが明確にしないと、論点の整理がなかなかできないということがあります。また法体系の整備は将来的な課題だと思いますけれども、さまざまな施策の位置づけを整理することが必要だと思います。

それから、2 点目はこれは具体的な提案ですが、この有機農業の推進の法律の 8 条と 11 条に関して具体的な取り組み支援があるわけですが、一つは有機農業をされている方々も当然農業資材の問題がございますし、それから、機械もあるかもしれませんし、それから広めるという意味では体験研修施設などの施設整備もございます。そういう意味で、施設整備、農業資材、体験施設、それから都市農村交流とか、それから加工施設とか、そういう施設に対する国としての支援というものをやはり具体的にやっていくということをややはり盛り込むべきではないかというふうに思います。

そのときに、インセンティブの与え方があると思うんですが、一方では量的というか、面的な広がりを持って有機農業をより多くの方々に推進していくということと、それからさっき言った慣行栽培とかあるいは農薬の半減とか、多様な農業の形があるわけで、そういうもののとの全体の共生を図っていくことが必要だと思います。そのためにも、たとえば、農振法に基づく農用地区域のゾーニングのように農用地区域の振興計画の中で、さらにこういう有機農業を推進する面的地域について高度利用計画のような計画として認知されているものは、そういう施設助成とかというものを優先的にやるとか、そういう形でこの有機農業の方々が望んでいる施設整備等の助成を受けつつ、多様な農業と共生して面的な広がりというものをうまくリンクするような新システムといいますか、そういうものを検討したらどうかというふうに思います。これは提案です。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

かなりご発言が出ましたので、ここで一回事務局からご発言をいただいて、その後継続して委員の皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思います。

○竹森農産振興課長　ちょっと多方面にわたるので、抜けている点があったらまた後でご指摘いただければというふうに思います。

最初に、大木委員の方からおっしゃられた有機農業を進める意義というものをきちんと消費者にも理解をしていただく必要があるのではないかと、その点は全く有機農業を進める上で、私どももきちんとそのところはやっていかなきゃいけない。生産者もそうですが、消費者にも有機農業の持つ意味といいますか、そういうところはきちんと理解をしていただく必要があると。これから具体的な施策で、どういうやり方がいいのかというのはまたご指導いただければというふうに思います。

それから、伊藤委員の方から、一つは私どもも食糧自給率は例えば4割達成ということを目標にしていると。そういう中で、例えば有機農業を進めることで、生産量、量的なものがどんどん減っていくのではないかとのご懸念もあるわけですが。確かに、先ほどこの資料の中でも有機農業で取り組んだ場合の生産量がどうなるかとか、いろいろ示しておりますけれども、ただこれはどのくらい有機になったら減るかということは明確ではありません。いろいろな取り組み事例を見てみますと、むしろ冷害のときには、有機農法で取り組んだ方が安定しているんだとか、必ずしも有機に取り組むことが減収につながるということではないという例もあります。ただ、これまで言われているものでは、通常農家の方には収量が減ると。それから、手間がかかる。手間がかかるというのは、どうしても物理的な防除、栽培管理を必要とする。栽培

暦でただ決められたとおりにまくのではなく、例えばほ場をちゃんと定期的に見回って、病気が出ているか出ていないか、そういうきちんと把握した上で栽培管理をやらないと、なかなか安定した生産というのはできない。そういう意味でも労力は確かにかかるということで、農地・水・環境の支援では代替技術を使ったときに、どれだけ金が余計にかかるかということを計算の基礎にしてやっているわけですが、そういうところはこれからやっていかなきゃいけない。有機農業を進める上で、これから実際に取り組んでいらっしゃる方と協力して、技術的な内容を確立していきたい。その中で生産量を落とすことのないように、技術的な内容をきちんと確立していければいいのではないかというふうに思っています。

それから、海外との競争で、これは先ほど横川委員もちょっとおっしゃっていましたが、中国産なんかとの比較で今のところは国産の方がいいと言っているけれども、先ほどおっしゃったように、海外では全く今まで物をつくっていないようなところで、例えば物をつくることによって確かに病気もないので、農薬をやらなくてもできると。そういうものとの競争関係があるのではないかということはございます。海外との競争ということは当然我々も考えていかなければならない。そういう中で、おっしゃるように私どもも今回の法律が制定をされた中で、今のままの有機農業ではどうかと、もう少しふやせる余地はあるのではないかというふうに考えております。そういう意味でこれから技術的な支援、そういうもので面的な広がりを増やしていければというふうに思っています。イタリアの取り組み事例はまた後ほどご説明させていただければと思います。

それから、提案としてその一番目にあったのは流通の面だと思います。おっしゃるように、今有機農業に取り組んでいる方はほとんどが消費者と直接取引をしていると。要すれば、その中身を理解してくれる人とやっているというのが一般的でございまして、ただそれだけですと、市場としてどうしても広がりが出てこない。卸が云々という話がございましたけれども、できるだけ先ほど申しましたように実際に外食のところで結びつきをつけるとか、そういうことがなかなか農家サイドからは難しいということで、そういう意味で通常商品を扱っている仲卸さんとか、状況をよく知っている人たちを仲立ちにして、できれば広げていければと。実際に有機に取り組もうという人たちにとって、安定した販売先の確保が非常に大きな課題になっておりますので、おっしゃるようにどういうやり方がいいか、インターネットを使ってというのはかなりやられていますので、それを含めてどういう支援のやりかたがいいのか、ちょっと検討してみたいというふうに思います。

それから、資金調達を民間の資金を使ってやるというやり方はないのかと。これも今農業生

産法人といいますか、農業できる法人には、例えば実需者とか、食品産業がいわば投資できるような形での投資制度もあるんですけども、今のところは、そういう民間の方が投資をして物をつくるというシステムは現実にはないということです。そういう意味で、一つ検討の視点ということで考えてみたいというふうに思っております。

それから、三野委員の方からのご指摘ですけれども、全体として環境保全、やや我々の方の説明がどうしても農業サイドの中に取り込まれ過ぎているのではないかと。おっしゃるように、環境保全型農業というのは政府全体で取り組んでいる循環型社会をつくっていく、その中でもきちんとした農地なり林地も含めてですけれども、そういう物質循環をきちんとコントロールしていく、それが今言われているように環境に対する負荷を軽減していく、それが将来に持続的な要すれば社会をつくっていくんだということは当然私どもも説明していかなければいけませんし、実際にはバイオマスだとか、そういう取り組みの中で国全体の取り組みの中の位置づけというものがきちんとわかるようにしていきたいというふうに思います。

それから、施策として総花で、ある意味では総合化する部分もあっていいのですけれども、重点化というのも必要ではないかというご指摘もございました。この点についてはどういうものをどうするかというのをちょっと検討させていただければというふうに思います。

それから、小川委員の方からありました土づくりの問題でございます。

確かに、たい肥の質が従前のものと変わっていると。現実にはたい肥にはどれだけやってもいいということではありません。現実にはそういうご指摘はいろいろなところからあるわけございまして、私どもも土づくりをする際には、たい肥の施用について一定の制限というのが必要だと。ですから、そのところは各県の農業関係の指導機関に対してはきちんと土壌分析等をして、そういった施肥のためのたい肥を施用するための基準というものをできるだけ明確にするようお願いをしているところでもありますし、今後も、たい肥の中身に応じた施用というものをきちんと考えるように指導していきたいというふうに思います。

あと、横川委員の方がご指摘がありましたが、確かに牛糞の質という議論はございます。これは先ほどの過剰施用といいますか、そういう議論と重なるところもあるんですけども、中身的なものはたい肥はたい肥として肥料の規制の中でやられているわけです。そういう中でどういうものが問題になるかと、そのところはご指摘も踏まえて、どういう問題があるかというのは少し検討をしてみたいというふうに思います。

それから、量の問題で、これはこれからの私どもの一つの大きな課題でございます。おっしゃるように、これをすぐに大きく、極端に言えば何倍にもするというのはすぐには難しいとい

うふうに思います。

そういう中で、むしろ今進めている農地・水・環境対策などはやはり、全体を全部有機なら有機の方に特化してしまうことは大変難しい。そういう中で、特別栽培で今化学肥料5割、それから農薬5割を低減する。そういう取り組みについて、今農地・水・環境の方はやっていくと。それによって全体としてそういう供給量をふやしていく、それから農法全体を環境保全を重視したものに変えていくという、そういうステップをぜひ私どもとしては取り組んでいきたい。ただ、先ほど言ったように有機の場合は今までのステップと違ってもう一步踏み込むところは確かに先ほど金子委員がご指摘あったように、ある一定の技術的な踏み込みというのが必要だと思います。その点については、私ども今民間の研究者といいますか、取り組まれている方々の事例等もう少し整理をしながら、その技術的な確立というものをやっていきたいというふうにも思っております。

あと、富士委員の方から体制の全体の構造とか、取り組み方として、国は有機があり、持続農業法があり、地力増進法がありという体系的に非常に錯綜しているんじゃないかという話がありました。ちょっと先ほども2ページの方で説明をしたんですけども、私どもとしては環境保全に対する取り組みというのは、一足飛びにできるものではない。そういう環境保全を進める基礎的な部分と実際に農法としてレベルアップしていく支援法と、そここのところはこう分けていくのかなと。地力増進法というか、土づくりなり、日本の農地の土壌環境をきちんと整えていくという地力増進、それからその上に環境保全を進めていくための持続農業法、その上に有機の推進法があるという形になるのかなと。繰り返しになりますけれども、そこをステップアップという形で考えていくのがいいのではないかというふうに考えております。

それから、8条、11条に関連する施設の取扱ということなんですが、これは皆さんでご議論いただければと考えております。土地のゾーニングというのは非常にある意味で難しいところがあると思います。おっしゃるように有機だとか、そういうものを取り組むときに、例えばフェロモン剤を使うとか、そういうときには一定のエリアの取り組みがないとある意味では効果がないわけですね。一戸の農家がやっても効果がない。そういう意味では、地域的な取り組みをやらないと効果が出てこない。そういう意味で、おっしゃるようにゾーニングをすることで、従来言われています例えばポジティブリストの問題なども解決できるのですが、私どもとしては、一方的なゾーニングよりはそれぞれの自主的な取り組みで何とか地域の取り組みを広げていく方が現実的な対応なのかなと考えています。おっしゃるように、一定の取り組みがあれば支援を優先するとか、そういうことはぜひ考えていきたいというふうに思っております。

○生源寺分科会長 横川委員、その後金子委員、さらに伊藤委員、石井委員、お願いいたします。

○横川委員 今、僕はお話を幾つかして、うまく伝わらなかったのかなとちょっと気になりましたので、改めて申し上げますけれども、有機の 0.16%が大幅にふえてこないんだとすれば、これそのものに価値がなくなってしまうんだと。つくる価値はありますと、消費者側から見て価値がありませんと、1,000 分の 1 というのは価値がないんですね。だったらこれが 1 割とか 2 割にしていなかと意味がないために僕はこの会議を開いているんだと思います。だとすれば、今おっしゃっていることで 10 倍、100 倍になるんでしょうか。根本的に変えていかないと、この問題は解決しなうような気がして、ただ何となく問題があるから議論をするのではなくて、本当に国民が求めているものをつくってもらったものを食べるのが有機だとすれば、だったらもっと有機というものにお金をかけて、あるいは学校もつくってというふうにならなきゃいけないと思いますね。何かそこところが今までやったことの延長線で議論をしていますけれども、僕はそれをだめだときょうは申し上げているんですね。だから、この 10 年間どのぐらい成長したんですかというご質問をしたということはそういうことです。今までもし伸びていいなとすれば、今までのやってきたことではないことをやらない限り、この比率は変わらないんだと思いますね。この辺の根本的問題の提案をさせていただいていることだけちょっと誤解がないようお願いをしたいと思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

それでは、金子委員。

○金子委員 金子でございます。

この法案ができた背景は 2004 年 11 月、超党派の国会議員 162 名が十数回の勉強会、海外の調査研究も含めて法案が通ったわけです。本年度から始まる品目横断的な農政では私の町では 4 ヘクタール以上は 1 戸しかいないです。集落営農は 1 戸しか引っかからない。こういうところが全国だと思うんですね。

それで、恐らく議連の先生方はこのままの農政でいくと、WTO、FTA の中で大競争時代に日本は入ってしまうわけですから、滅びるんじゃないかということで、この有機農業推進法案を可決成立したと思うんです。そういうことで、私は生産者で一人で大変責任がありますものですから、22 日は東京で全国の有機農業者の生産者懇話会を持ちましたら、南から北まで 100 人集まりまして、23 日は滋賀に行ってまいりましたけれども、ここでも滋賀近辺の有機農業関係者 150 人、27 日は岩手の有機農業研究会の集まりに行きましたが、これは 70 名、きのうは

民間稲作が栃木でありまして、これは 200 名、この推進法が成立しまして大変皆さん期待していると思います。ですから、環境保全型の一形態というのではなくて、むしろ環境保全型対策室と有機農業推進室という形で、有機農業を軸として環境保全型農業を進めるというようなスタンスをとる必要があるのではないかと思います。議連の谷津会長も 10 年後には有機農業での自給率を 4 割に持っていくと言っていますし、私たち民間は 35 年、経営的にも技術的にもほぼ安定したものを持っております。ぜひそこらを取り入れていただきたいのが第 1 点でございます。

2 点目は 12 月 8 日にこの法案が成立しましてから、この推進法案の 6 条、基本方針の枠組み 4 項目について全国の有機農業者から意見を言っていただきました。これは農水省には 1 月 12 日に「有機農業推進基本方針策定に関する有機農業者からの意見」としてそのまとめたものをお届けしておりますけれども、きょうは委員の先生たちとの名刺交換をさせていただきましたので、早速長年有機農業を 20 年、30 年やってきた方のこの法案に対する意見を盛り込んだのをお届けさせていただきますけれども、ぜひそれを多く取り入れて基本方針案をつくっていただければと思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

それでは、伊藤委員どうぞ。

○伊藤（潤）委員　私は先ほどの横川さんと少し関連していると思うんですが、有機農業の推進に関する法律ということでございますけれども、この第 3 条の 2 項のところでは消費者が容易に有機農業により生産した農産物を入手できるようにすることを旨とし、こういう表現がございます。ということは、農業がそういうふうにはいいものがいっぱいできて、それを買う、つまり消費者が使う、利用する。それから、食品の業者がそれを利用するというのがなければ実際余り意味がないことかと、こういうふうに思います。とすれば、これをどう広げるかというときに、それをどういうふうにご利用してもらうのかということもこの法律とは関係ないのかもしれないけれども、ここにこういう記載があるということは関係していると思います。

とすれば、恐らく価格は若干高くなると思うんですけれども、そのときに安心、安全ですよというような今までのそういったキャッチフレーズのような繰り返しはもうしてはならないというふうに私は思います。ただし、なぜそうなのかという説明責任は果たしていかないといけないだろうと。

そうすると、先ほど特裁のお話が出ておりましたが、それはそれで結構でございますけれども、

その中に利用することによって消費者、あるいは食品の業者が環境負荷に対して貢献しているといえますか、利用することによって幾らかそういうことにかかわりを持てているんだと、誇りを持てる部分をこれから少し入れていくということ、あるいはおいしいということも真剣に考えていかないと、先ほど横川さんがおっしゃったような 0.16% というようなことにもなりかねないと思いますので、ぜひともそのあたりをどうしたら利用がふえるのかということも気をつけていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長 それでは、石井委員、牧野委員、それから平野委員。

○石井委員 私は資料 5 の全体の感想とご提言を 2 つくらいお話ししたいと思います。大変素晴らしいまとめがしてございますが、表題が「有機農業の現状と課題」となっておりますところを、実際は「環境保全型農業の現状と課題」というふうに読みかえても中身はそう変わらないんじゃないかという印象を受けております。今まで進めてまいりましたエコファーマーとかエコロジー農産物といったようなことの、それとは別に有機農業推進法ができてきたんだから、個々の考え方、違いというものはきっちり出していかないと意味がないような気がいたします。

そういった観点から、2 ページのところで、「一つの形態と位置づける」とずばっとおっしゃっておりますが、このことは金子先生の方からも並立じゃないのかというご意見がございましたけれども、島根県の方でもかなり前からエコがあって有機があつてみたい、ステップアップ的な考え方で今まで進めてまいっておりますが、どうもここに来てこれは違うんじゃないか、ステップアップではないんじゃないかというような考え方に今修正をかけつつあるところでございます。ステップアップでないとしたら並立なのかということのをちょっとここで考えたんですけれども、いきなりそういった結論は出なかったんですが、どうもステップアップではないような、一つの形態ではないようなというのが現場の行政を担当しておりまして今感じておるところでございます。

次に提言でございますけれども、第 2 条のところで、有機農業の方はあくまでも環境保全型農業の視点からということで、この法律がなっておるようでございますが、ああして消費者サイドの方からいろいろご意見が出ておりますが、健康というものを無視しては、消費者はこういった有機農業の推進の方、有機農業の農作物が幾らできてもなかなか理解は乏しいんじゃないかというふうに思うわけでございます。農林水産省の方で持続農業法とか有機農業推進法とかというものを所管されておりますが、健康という視点から考えたときには、食衛法の方のポジティブリストがまさにこういった視点からのものではないかと思うわけなんです。したが

って、省庁間でももう少し連携をとって、法律の中にはそういったことはどこにも出てまいりませんが、これから方針等をつくる中でそういった視点も必ず持つべきだというふうに考えます。

それから、省庁間ということを申し上げましたが、もう一つ省庁内の連携というものも非常に必要じゃないかと思います。というのが 15 ページの方に普及との連携のところが書いてございましたが、書いてみればまさにこのとおりかと思うわけですが、普及というのは戦後連綿として慣行型の農業というものを一生懸命普及してまいった組織でございます。今ここに来て、エコ農業とか有機農業といったことについてもやってくださいというふうな願いをしておるわけなんですけれども、まず試験研究の方で研究したことを普及していくのが普及事業の主な役割でございますが、有機農業については試験研究でもきちっとしたもの、これだというのは決め手がないような気がいたします。

慣行農業の方はいろいろとあの手この手で栽培方法が出てまいっておりますけれども、有機農業はまだまだ弱い。だから、研究はまずやらなくちゃいけないことですが、普及員にこれからそういった方に向かってもらうことは容易なことではございません。ここに書いてございませうような研修程度ではとてもそういった方向に向いてもらうことはできません。そういった意味で、この法律を機にもう少し強い位置づけをしていただかないと、技術的な普及が農家の方には伝わってまいりません。有機農業を現在やっている方々は自ら農法を見いだしながら取り組む非常に心ある人という感じがいたします。農家の大半は慣行農業でございまして、全くこれは指導ルートが違っておるように思います。法律の中で、国と地方公共団体がともに責務を有するということになると、農家への普及手法というものは非常に大事でございますので、この位置づけはかなり具体的に方向づけをしていく必要があるというふうに感じております。

以上でございます。

○生源寺分科会長　ありがとうございました。

まだご発言いただくことになりますので、多少 12 時を回るかと思いますが、お許しいただきたいと思います。

それでは、牧野委員、どうぞ。

○牧野委員　先ほどの話に出ておりますけれども、有機農法は、農家がなぜ取り組みにくいかというと、農薬を徐々に減らすということではできなくて、一気にやるかやらないかとことで、可否が決まるからだと思います。それを後ろから押して支援するには、どうしたらいいかということですが、先ほど申し上げた土壌と種子をきれいにすることと合わせ、化学農薬を凌駕するような生物的な手法の防除技術、そういうものが出てこないとなかなかうまくいかないの

はないかと考えています。最近ごくわずかですけれども、そういう芽が出てきております。

化学農薬の開発費というのは皆さんご承知のか方がいるかもしれませんが、1 農薬 100 億円を超えております。ですから、メーカーが膨大な予算を投下して初めて化学農薬ができるわけです。しかし、生物農薬は、マーケットが小さいためメーカーが参入出来るビジネスモデルが見えないわけです。この虫にはきくけれども、ほかの虫にはきかない。この病気にはきくけれども、ほかのものにはきかない、このように個々に対応しなきゃいけない。逆に言えば、安全性の高い剤ができるわけですが、技術開発を個々にやらなきゃいけないという大きな問題があります。こうした防除技術を化学農薬開発のレベルまでやはりある程度持っていけないといけません。当然、予算にしても化学農薬開発のレベルまで持っていけないと、具体化をしていかないのではないかと思います。それができれば、先ほどお話のように、外国に負けてしまうというようなことは決してないと思います。

○生源寺分科会長 それでは、平野委員、どうぞ。

○平野委員 今のご発言に関係することなんですけれども、生き物の特性を生かした技術の研究開発は時間がかかるかもしれませんが、ぜひ進めていただいて、体系的な結果など、成果などを出していただければと思います。

12 ページにあります耕種的防除法などもそうなんですよけれども、私たちから見ると植物の不思議とも言えるようなことがあるかと思います。ある植物の近くにリングを置いておくと、そのリングの影響を受けて植物に変化が起こるという話も聞いたことがあるんですが、そういったものの中に、過去の経験から先人の知恵のように伝わっているものがあると思うんですね。それが有機に役立つか、また役立つとすれば何がそうさせるのかといったことを先端技術の力で分析し、検証して現代の生活や未来に伝えていくというのが知恵の継承や文化の継承に貢献することでもあるんじゃないかと思います。それで、有機農産物や有機農業で消費者の側にアピールする方法の一つとして文化的側面が人々の意識の中に有機はとても身近なものであるととらえてもらう方法があると思います。

例えば、家族に大変人気のあるファミリーレストランでメニューの一つとして有機農産物を使ったものを扱うとか、こういったものは非常に身近な存在の中で触れることができるので、何か心の中にスネークインしてくるんですね。前、そういえばジョナサンで私はそれをすごく強く感じたんですね。スネークインしてくる。これが有機専門レストランというのもあるんですが、私も時々行くんですけれども、志の高さが前面に出てきたりしていて、そしてその割にお客さんをもてなすような室内のしつらえが整えていなかったりしているところへ今度その

お店の店主の方が説明に来られたりすると、客のこちらが意識が低いみたいで、何かお勉強に来たみたいで全然おいしく感じなくなっちゃうということがあるんですね。ですから、でもそれはだから非常に意識が高くなったときに行くとかぴったりくるかなと思うんですが、大抵の一般に素直に入っていけるのは人気のある、しかも世代に関係なく通えるようなレストランなどで扱ってもらうのがいいんじゃないかと思ったりします。

それから、有機農業の研修についてのページもありましたけれども、これは例えばカルチャーセンターの講座などでもどんどん取り上げてもらって、そして行っていく、進めていくという方法があるかと思いますし、それから先ほど横川委員から学校をつくったというお話がありましたけれども、私も寺子屋のような学校を地域の農業者が自分が農閑期だったら、地元の人たちに、ほかの子供たちに教えてあげてもいいよと言っている人たちはいると思うんですね。実際そういう人たちに私も出会っています。ですから、寺子屋を開いて直接教えてあげるような場をつくって、教育の中に入れて、あるいは学校教育に実際取り入れていくとか、そういった努力もあつたらどうかなと思います。

そして、あともう一つは有機の青物を使ったオブジェなどをつくって、町のイベントで多くの人の目に触れるようにするとか、地域のお祭りで例えば青物神輿のようなもの、実際これはそういう伝統が残っている地域あるんですけども、それを青物神輿を持って練り歩くとか、そういったようなマスコミ対策以外の口コミで広がっていくような取り組みについて少しお金をかけていただけるといいのではないかと思います。

以上です。

○生源寺分科会長 上原委員、どうぞ。

○上原委員 皆様方とちょっと違った観点で申し上げたいと思います。

私は実は有機食品につきまして、実証研究を大学院の学生とやっております。これによりますと 20 代から 30 代の若い人というのはきわめて有機食品に対して、有機農産物に対して需要が強いんです。需要がふえている。ですけれども、欲求は強いんですけれども、取り入れが少ないですね。ということは幾つかの制約があるんです。これは例えば価格が高いとかチャネルがないとか、私が心配しているのはここなんです。もしかしたら爆発的に需要が出たときに、供給と需要とのアンバランスが出てきます。もうちょっと客観的に見て若い世代の 20 代からは有機農業にきわめて需要が強いんです、なぜかといいますと、お医者さんが離乳食に一番勧めるのが有機なんです。これがものすごく強い。だから、20 代から 30 代の需要が相当ありますので、私が言いたいのは、そういう消費者を参加させていく仕組みを作り、それに基づいて

供給システムを作っていくことが重要だということです。多分成長期にぐっと需要が伸びるかもわからない。そのときに、オピニオンリーダーをどうつくっていくのか、どう正しい情報を伝えるのか、その辺についてもぜひ考えていただきたい。ある意味伸ばす、伸ばすとやって、伸びたときにどうするのかということです。その辺もちょっと考えていただきたいと思います。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方からお願いいたします。

○吉田審議官 各委員からいろいろなご意見をいただきました。先ほど農産課長の方から2回に分けて回答を申し上げましたけれども、その後の方のもの、あるいはそれ以前のものも含めて、ちょっとコメントさせていただきたいと思います。

まず、環境保全型農業の中に有機農業を位置づけていいのかという視点が幾つかございました。もし誤解があれば、そこはちょっと修正していただきたいと思います。私どもはこれは環境保全型農業の一つのタイプと位置づけましたけれども、別に環境保全型農業を例えば5割減から進めていけば有機農業に到達するだとか、そういった意味で別に環境保全型農業の一つというふうにとらえたわけではございません。ただ、現在進められている有機農業というものをその意義を整理しようとしたときには、これは環境保全型農業の一つのタイプとして位置づけるのが一番適当だろうし、それ以外もなかなか位置づけがすぐ適当な位置づけが見出せないということで環境保全型農業のタイプの一つというふうに位置づけたわけでございまして、それ以外の意味はほとんどないということでございます。

それから、もう一つ幾つかご意見がありましたのは有機農業に対するイメージですね。安全、安心と、そういうイメージで需要があるということと、実態といいますか、それでいいのかというお話です。

この辺は正直そういうイメージだけで有機農業を推進していくというやり方は決してこれは持続性はないでしょうから、その辺については何が課題なのかということをもう一度十分整理をして、次回のときには骨子を出せるようにしますが、それと並行して、もう一度有機農業に特化して、課題というものの整理をして、委員にご提供をさせていただきたいというふうに思っています。

横川委員から、0.16%では流通なんか相手にできないという御意見がありました。おっしゃるとおりだと思います。それをどう飛躍するために何をすべきかということを検討するためにこの検討があるんだろうというのもおっしゃるとおりですが、そもそも課題がどこにあるの

か、そんな一気に1年ぐらいでいけるような状況かということも含めて、その辺の課題整理をして、今後数年間の間に取り組む計画の中には何を重点的に施策として入れるべきかというような整理をさせていただいて、次回の議論に供したいと思います。

以上でございます。

○生源寺分科会長 ありがとうございます。

予定をしていた時間がまいておりますので、本日の議論は一応ここで閉じたいと思います。ただ、冒頭審議の進め方ということで本日、それから2回目が2月の下旬ごろ、3回目3月の下旬ごろと、こういうことでお認めいただいているわけでございます。ただ、今日の議論でまだかなり消化不良といいますか、事務局からのご発言に対してさらにもう少し発言をしたいという方もおられたというふうに思いますし、今審議官の方から有機農業にある程度絞った整理もされるということでございました。本当を言いますと、2回目と1回目の間にもう一回会合を持つことが望ましいとは思いますが、多分このスケジュール自体、いろいろな事情を考慮してぎりぎりの設定をされている面もあるかと思います。

そこで、ご提案でございますけれども、今、審議官の方からお話のありました整理をなるべく早く委員の皆様にご提示いただいて、それに対するご意見、それから今日、時間をこういう形で切りましたので、まだ発言なされたい点があるかと思いますけれども、これを書面で提出していただければどうかと、こう思います。それで、会議の公開の関係がございますので、提出していただいたものは次回の会議の場で公表すると。ただ、役所の方としてはなるべく早く委員の皆様からの意見を頂戴して、それに対していろいろと考えていただくという形で進めてさせていただいてはどうかというふうに思います。いかがでしょうか。

事務局の方はいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○竹森農産振興課長 はい。

○生源寺分科会長 それでは、こういう非常にタイトな状況でございますので、むしろ皆様方にご負担をかけるようなことにもなるかと思いますけれども、よろしく願いたいと思います。

ほかに何か事務局の方からございますでしょうか。

なければ次回は基本方針の案について検討することで、先ほどご了解いただいたとおりでございますけれども、それに至る過程で事務局と委員の皆様方との間でのいろいろなやりとりをしていただくこともこれありというふうにいたしたいと思います。これは当然後で公開していただくということでございます。

それから、冒頭に金子委員からのご提案のございました現場を見ていただく機会を設けると
いうことについても、形態等についてはお任せいたしますので、できるだけ早急にご準備いた
だければと思います。

それでは、本日の分科会はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後12時09分 閉会